

みつばち児童ファームの防災マニュアル

児童がみつばち事業所内にいる場合の災害対応

- 1、災害発生・災害発生場所・災害の有無を確かめる。
- 2、気象・災害の情報収集（出勤している職員と管理者です。）
檀原市生活安全部危機管理課から安心・安全メールで全職員及び全利用者様宅に警報が配信。防災行政無線。広報車。
携帯・インターネット及びテレビ等のマスメディアから情報収集。
（みつばち専用携帯電話・てんかん座薬・救急籠の持ち出し。）

ここで言う災害とは、火災・地震・大雨・洪水・積雪・台風・竜巻・不審者等を示す。
（沿岸部ではなく津波は対象外）

グラッと地震が来たら

- 1、落ち着いて、身を守る。
 - 2、素早く火の始末。（電気・ガス・危険物の安全装置や防火戸の閉鎖等消防活動上の危害防止にあたる。）
 - 3、ドアを開いて逃げる道を確保する。
 - 4、児童・職員の安全確保。
 - 5、足に怪我のないよう靴をはく。
 - 6、持ち物を手元におく。
 - 7、余震に注意を払う。
- 3、管理者は代表取締役と連絡を密にして出勤している職員及び救急連絡系統図に従い災害基準に基づき連絡体制を整え災害対応の情報の確認・現状の把握をする。
- A・注意配備体制・・・管理者は自宅待機し、常に出勤できるようにする。
出勤している職員でマニュアルに沿って対応し、管理者と情報を密にする。
（大雨・風雪・高潮・洪水注意報が1以上発表された時、
県下に震度3の地震が発生した時。）
- B・警戒配備体制・・・管理者及びサービス提供責任者は出勤している職員とマニュアルに従って対応する。
（大雨・暴風雪・高潮・洪水注意報が1以上発表された時、

県下に震度 4 又は 5 弱の地震が発生した時。)

C・災害対策本部体制・・・管理者及びサービス提供責任者と出勤している職員でマニュアルに沿って対応する。

(地域に相当規模の災害の発生が予測され、その規模及び範囲等から早急な対策が必要で、県下で震度 5 以上の地震が発生した時。その他、取締役と管理者が必要と認める時。その他、取締役と管理者が必要と認める時。)

- 4、職員が利用者のご家族様に連絡し、お子さんの状況を報告し情報の共有をしながら適切な判断でもって避難口の解放をする。
- 5、市役所からの配信情報や状況判断で樫原市役所生活安全部危機管理課と情報を共有しながら公共の避難所の確保にも配慮して安全対策に全力を注ぐ。
- 6、避難経路図に従い人命第一に考え簡素に誘導し、パニック防止に全力をあげる。
避難情報に順次で個人の荷物と履物が持ち出せるよう速やかに誘導しながら避難体制を整え安全確保に全力をあげる。
車イスの児童の避難は職員 2 名で行う。

一時避難所及び避難指定所

D・水害発生時の場合は適切に冷静な判断で行動する。(ビルの室内及びビル最上階、みつばち駐車場等のより安全な処に一時避難をする)

E・火災発生時の場合は、適切に冷静な判断で行動する。(外部に出る。みつばち駐車場、樫原神宮前駅及び畝傍南小学校体育館等より安全な処に避難する。)

F・地震発生時の場合は適切に冷静な判断で行動する。(ビルの内部及びみつばち駐車場、畝傍南小学校体育館等より安全な処に避難する。)

G・避難準備、高齢者等避難開始・・・立ちのき避難の準備を整えるとともに、防災気象情報、水位情報に注意を払い避難を開始する事が望ましい。

指定緊急避難所(畝傍南小学校の体育館)が開設され始める。特に突発性が高く予測が困難な土砂災害については避難準備が整い次第、畝傍南小学校の体育館への立ち退き避難することを強く望まれる。
災害の状況によっては、立ち退き避難はかえって

命の危険を及ぼしかねないと判断した場合は、みつばち駐車場の広場及びビルの最上階の避難も考え、より安全も考え、より安全な場所、建物への確保に全力をあげる。

H・避難勧告情報・・・予想される災害に対応した指定緊急避難所へ立ち退き避難する。緊急避難場所への立ち退き避難が生命の危険を及ぼしかねないと判断した場合は、近隣のより安全な場所・建物や助かる可能性の高い安全な場所・建物や助かる可能性の高い安全な場所へ移動する。

I・避難指示情報・・・立ち退き判断の遅れや避難を躊躇した場合は、速やかに立ち退き避難する。緊急避難所への立ち退き避難が生命の危険を及ぼしかねないと判断した場合は、近隣のより安全な場所・建物や助かる可能性の高い安全な場所へ移動する。

7, 逃げ遅れ負傷者がいないか安否確認

警察・消防・171・医療機関・橿原市生活安全部危機管理課等に連絡。

8, 負傷者の救出 応急処置。

9, 負傷者の医療機関への移送。

10, AED は橿原神宮に設置している。

11, 訓練・・・・・・・・総合訓練（概ね年1回おこなう。）

発生から避難までの一連の訓練をおこなう。

部分訓練（概ね年1回おこなう。）

情報収集・周知・利用者家族と学校の連絡・調整の徹底、初期消火活動・避難誘導等部分的におこなう。

各種災害及び気象警報等発令された場合のみつばち児童ファームの対応マニュアル

警報発令時の営業の有無の判断について

1、特別警報発令された場合 閉所します

(特別警報とは、数十年に一度の台風、豪雨、大雪、震度6弱以上の地震動が予想される場合発令されます)

- * 平日の場合13時、土・日・祝日・長期休暇の場合午前8時までに電話かメールでご連絡させていただきます。電話での連絡がつかないご家族様については、メールで配信させていただきますが、その場合でも必ず了承したという趣旨の返信をお願いします。

2、平日13時30分～17時(サービス提供時間)

- * 12時の時点で警報が出されている場合は、臨時休業となります。
臨時休業が決定して以降警報が解除されても終日休業となります。
13時迄に電話かメールで配信させていただきます。
メールで配信させて頂いたご家庭については、必ず了承したという趣旨の返信をお願いします。
- * 学校登校後にみつばちが休業した場合、ご家族様から学校へその連絡をおねがいします。
- * 12時の時点で警報が解除された場合、通常通り開所します。
ご家族様で不明な時は、みつばちへの事前の電話連絡もたまわります。
- * サービス提供時間中に警報発令された場合活動を停止し、ご家族様とご連絡を取り合い早期に安全な帰宅を促し、予定時間を早めての送迎を実施します。
やむを得ず、ご家族様で対応できない場合、(早くお送りした時、ご家庭がお留守になる等)事業所にて待機して頂きますので、お迎えをお願いする事があります。
災害時の営業終了時間は出来る限り延長し、ご家族様のお迎えに対応しお待ちします。
危険が予想される場合は、ご家族さまにお迎えをおねがいする事があります。
(複数の利用者様をお送りするため、ルートが長くなり危険の露出機会が多くなるためです。)
- * 警報が解除された後でも、大雨、洪水、大雪といった場合、道路状況によっては、運行に支障をきたす場合(危険な道路状況、路面凍結がある等)
利用者様の安全確保と事故防止のため送迎を中止する場合があります。
この場合送迎ができないことを連絡し、場合によっては臨時休業するか或はご家族様での送迎をお願いすることもあります。
- * 前日すでに危険な状況が予想される場合は、みつばちで対応を検討した上で19時までにご連絡させて頂くと同時に、ご家族様からのみつばちへの事前の電話連絡もたまわります。
- * 檀原市以外の利用者様の地域区内の一か所でも警報が発令されている場合、臨時休業になる事があります。その場合でも発令された時点、如何により時間を検討してご家族様に連絡します。

3、土、日、祝日、長期休暇10時30分～17時(サービス提供時間)

- * 午前7時に警報が出されている時は、臨時休業となります。
ご家族様に、8時までに電話かメールでご連絡させていただき、電話が繋がらない場合はメールで配信します。その場合でも必ず了承したという趣旨の返信をお願いそます。
- * 臨時休業が決定して以降、警報が解除されても、終日休業となります。
- * サービス提供時間中に警報が発令された場合活動を停止し、ご家族様と連絡を取り合い早期に安全な帰宅を促し、予定時間を早めて送迎を実施します。
やむを得ず、ご家族様で対応できない場合、(早くお送りした時、ご家庭がお留守になる等)事業所にて待機して頂きますので、お迎えをお願いする事があります。
災害時の営業終了時間は出来る限り延長し、ご家族様のお迎えに対応しお待ちします。
危険が予想される場合は、ご家族さまにお迎えをおねがいする事があります。
(複数の利用者様をお送りするため、ルートが長くなり危険の露出機会が多くなるためです。)
- * 警報が解除された後でも、大雨、洪水、大雪といった場合、道路状況によっては、運行に支障

をきたす場合(危険な道路状況、路面凍結がある等)
利用者様の安全確保と事故防止のため送迎を中止する場合があります。
この場合送迎ができないことを連絡し、場合によっては臨時休業するか或はご家族様での送迎をお願いすることもあります。

- * 前日すでに危険な状況が予想される場合は、みつばちで対応を検討した上で19時までにご連絡させて頂くと同時に、ご家族様からのみつばちへの事前の電話連絡もたまわります。
- * 檀原市以外の利用者様の地域区内の一か所でも警報が発令されている場合、臨時休業になる事があります。その場合でも発令された時点、如何により時間を検討してご家族様に連絡します。

< ご家庭の皆様をお願いします >

みつばちメールアドレスに連絡の取りやすい電話番号或は、携帯番号、各ご父兄のメールアドレスをお送りください。
みつばちメール防災アドレス mitsu8bousai@orion.ocn.ne.jp
尚、携帯、メールアドレスをお持ちでないご家族様には、従来通りお聞きしている番号に変更なければそのまま使用させていただきます。
みつばちノートにその趣旨を書いて頂ければ結構かと存知ます。

みつばち児童ファームの消防・避難・消火訓練要項
階段及び通路を使用して避難をするマニュアル

- 1、 火災発生 火災発生場所、火災の有無をたしかめる。
事業所にいる人に火災発生を知らせる。
発見した人が火災報知器の非常ベルのボタンを押す
(2階女性トイレ左横にある赤色の火災報知器を押す)
非常ベルは、透明の亚克力を強く押して破壊して中のスイッチを押す。
誤作動して非常ベルが鳴ったときは、職員で対応するのではなく、消防隊にまかせます。
- 2、 火災報知器のベルがなります。
(トイレ以外各部屋に火災報知器がついていて、廊下は煙感知2か所で、それ以外は各部屋に熱感知を設置していて管内全体に知らせます。)
- 3、 119番に電話で通報します。
- 4、 初期消火活動に当たる職員と非難誘導にあたる職員に分かれます。
初期消火担当者は、慌てず消火器を準備し火元に向けて消火剤を放出します。
(消火器は事務所内コピー機の側に一本設置しています。)

避難誘導に当たる職員は、エレベーターの使用を禁じ誘導灯非常口から避難誘導し避難指示をだします。

非常口は入り口(誘導灯)西階段と中央廊下の奥の東階段の2か所あり、頭を低く各自の持っているハンカチを、鼻口にあてて煙を吸い込まないようにしっかり四方見極めて素早く安全に児童を誘導し避難指示をだします。

給湯室から出火した場合は中央廊下奥(東奥)の非常口に誘導し避難指示をします。

プレールームからの出火の場合は、その状況により2か所に分かれて誘導

灯非常口からの避難指示をだします。

調理室からの出火は、その状況により入り口からの西階段非常口か調理室横の廊下側の東階段の避難指示をだします。

- 5、 避難児童の確認、(怪我人、逃げ遅れがないか確認)
- 6、 逃げおくれ、怪我人については消防隊に報告する。
- 7、 病院の確保、怪我人の応急処置等は、消防署の方が実施します。
- 8、 AED は、櫃原神宮駅に設置しています。

人命第一に考えて行動します。

管理者責任者

防災責任者

副防災責任者

通報連絡係

- 1、 非常ベルを鳴らす
- 2、 119番に通報する。
- 3、 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。

初期消火係

- 1、 避難路を確保し、水バケツ、消火器を使用して初期消火する。
(基本的には発見した職員です。)
- 2、 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。

非難誘導係

- 1、 非難口を開放して、非難経路図に従い非難誘導にあたる。
- 2、 各個人の持ち物と履物が持ちだせる場合は、速やかに誘導する。余裕がない場合は避難することを優先する(非難誘導は、簡

- 素に行いパニック防止に全力をあげる。)
- 3、車イスでの避難は2人で担当する。

非常物品持ち出し係

- 1、外出用の救急箱の用意
- 2、携帯電話
- 3、冷蔵庫に保管してある癲癇座薬の用意

救護係

- 1、消防隊が到着するまで安全な場所に誘導する。(北側の三共駐車場に誘導する)

保安、防護係

- 1、電気、ガス、危険物等の安全措置や防火戸の閉鎖等消防活動上の危害防止にあたる。

訓練

- 1、総合訓練
火災発生から消防隊到着まで一連の訓練を行う。
- 2、部分訓練
消火・通報・避難誘導等を個別にみつばちで行う訓練。

(概ね年1回内部でやる。)

(概ね年1回内部でやる。)

災害訓練 年間スケジュールと訓練手順書

みつばち児童ファーム

開催時期

★年2回とし3月と8月にする

実施月	訓練の名称	訓練の目的	頻度
3月	災害訓練	年度末の総点検、避難経路の再確認など	
8月	災害訓練	夏季の緊急事態対応、熱中症対策を考慮した訓練など	

実施月	訓練の重点テーマと主な目的
3月	年度末総合訓練（大規模地震対応と安否確認） 1年間の防災体制の総点検、年度替わり前の避難経路・備蓄品の最終確認。
8月	夏季・特定災害対応訓練（例：火災・初期消火、熱中症対策） 夏季特有のリスク（火災、停電、熱中症など）を考慮した対応、初期消火行動と避難誘導手順の習熟。

各訓練の実施要領

A. 3月訓練：年度末総合訓練（大地震対応）

項目	詳細な訓練内容	訓練の成功基準
想定災害	勤務時間中の大地震発生。	

訓練内容 厚生労働省のビデオを観る。

1. 初期行動（机の下などへの避難）
2. 安否確認システムの操作・回答訓練
3. 負傷者救護班によるトリアージ（模擬）
4. 建物外の広域避難場所への移動と点呼

全員が15分以内に指定避難場所に集合し、安否確認システムの回答率が100%となること。

確認事項

備蓄品の数量・消費期限、発電機などの防災機器の動作確認。

B. 8 月訓練：夏季・特定災害対応訓練（火災・初期消火）

訓練内容と訓練の成功基準

想定災害 2 階給湯室からの出火、火災報知器鳴動。

訓練内容

1. 火災発見時の通報手順（119 番通報のシミュレーション）
2. 初期消火器を用いた消火訓練（水消火器の使用など）外部公共での出向いての訓練
奈良市防災センター及び消防署等で防災訓練を実施。
3. 煙が充満した場所での避難誘導訓練
4. 負傷者への応急処置と救護班への引き渡し 通報から 5 分以内に初期消火活動が開始され、誘導班が安全に避難経路を確保できること。

確認事項

消防設備の配置図確認、夏季の熱中症予防のための水分補給場所の確認。

4. 訓練の実施手順

事前準備

訓練計画書の作成・承認、各班への指示徹底、訓練参加者への日程と内容の告知。

訓練実施

災害発生のアナウンス開始・参加者はマニュアルに基づき行動。

講評・反省会

訓練終了後、訓練本部長による講評を実施。問題点、遅延箇所、改善点を洗い出し、記録する。

みつばち児童ファーム

感染症対策マニュアル

利用者様とスタッフの健康と安全を守る

1. 感染症対策の基本原則

感染症に共通する最も重要な対策。

* 手洗い

石鹸を使い、指の間や手首まで丁寧に 20 秒以上かけて洗い、流水で十分にすすぐ。特に食事前、トイレ後、帰宅後、排泄介助後、咳やくしゃみを手で押さえた後などは徹底する。

対応者

スタッフ全員。

消毒

ドアノブ、手すり、テーブル、おもちゃなど、多くの人が触れる場所は定期的に消毒します。感染症によって有効な消毒液が異なるため、適切なものを使い分ける。

次亜塩素酸を希釈して実施

対応者

夕方掃除の折の担当のパートスタッフ実施。

換気

朝出勤の常勤スタッフが、窓やドアを開けるなどして空気を入れ替える。

2. ノロウイルス対策

感染力が非常に強く、集団感染を引き起こしやすい。

(1) 予防策

手洗い

石鹼と流水による手洗いが最も有効です。必ず石鹼で丁寧に手洗う。

日々の対策

キレイキレイで手洗いする。

手洗い場やトイレ、

調理場などに常備している。

児童が帰宅した後の掃除担当者が確認して常備する。

施設内の消毒

0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤を薄めたもの）で、頻繁に触れる場所を拭き掃除する。

(2) 感染が疑われる利用者への対応

嘔吐や下痢の症状がある場合は、保護者に連絡し、速やかに迎えに来ていただくよう依頼する。

施設長、山下、宮谷

当日休みの場合、出勤の常勤でケース記録の中の緊急連絡にラインメールや緊急連絡電話に連絡してお迎えをお願いします。

その場合でも、施設長にラインか電話で連絡の徹底。

保護者が到着するまで、他の利用者と別の部屋で静かに休ませる。

静安室や相談室でお休みさせる。

(1) 嘔吐物、下痢の処理

施設長の指示

嘔吐物、下痢の処理は、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤を薄めたもの）で、頻繁に触れる場所を拭き掃除する。

嘔吐物の処理

1. まず、嘔吐物の利用者がいる場合は、施設長に連絡し、嘔吐物の処理を依頼する。

2. 嘔吐物の処理は、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤を薄めたもの）で、頻繁に触れる場所を拭き掃除する。

3. 嘔吐物の処理は、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤を薄めたもの）で、頻繁に触れる場所を拭き掃除する。

4. 嘔吐物の処理は、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液（家庭用塩素系漂白剤を薄めたもの）で、頻繁に触れる場所を拭き掃除する。

当日出勤のスタッフ全員で実施。

3. 新型コロナウイルス・インフルエンザ対策

主に飛沫や接触によって感染が広がるウイルスである。

(1) 予防策

手洗い・手指消毒: 石鹸による手洗いを徹底し、状況に応じてアルコール消毒も併用。

マスク着用

咳やくしゃみなどの症状がある場合、介助を行う場合など、必要に応じてマスクを着用。

体調管理: 毎日、利用者とスタッフの検温と体調確認。

(2) 感染が疑われる利用者・スタッフへの対応

利用者

発熱や咳、喉の痛みなどの症状がある場合は、保護者に連絡し、利用を控えていただくよう依頼。

施設長山下、宮谷

お休みの場合は、出勤している常勤が連絡する。

その場合でも、施設長には連絡の実施。

スタッフが体調不良を感じた際は出勤を控え、速やかに施設長へ連絡。

(3) 感染判明後の対応

利用者

保護者から感染の連絡を受けた場合、利用再開の目安（発症日から5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間以上経過）を伝え、自宅での療養を願う。

感染が判明した場合、施設長に連絡し、出勤停止となる。

療養期間は5日間が目安となる。

感染症発生時の共通対応

情報共有

施設内で感染者が発生した場合、速やかに保護者へ状況を共有する。

施設長、山下、宮谷

お休みの場合は、他の常勤で対応する

備蓄品の確認

マスク、手袋、消毒液、石鹸などの備品は常に余裕をもって備蓄する。

常勤のスタッフ全員が日頃から備品の点検と調達、用意し備蓄する。

マニュアルの確認

疑問点や不明な点があれば、このマニュアルを随時確認する。

利用者様とスタッフの安全を守るため、日々の意識と行動が重要となります。このマニュアルを遵守し、感染症の流行を防ぎましょう。

感染症蔓延防止委員会 議題・検討事項

本委員会は、施設・組織内における感染症の発生および蔓延を防止し、利用者・従業員等の安全と健康を確保することを目的とします。

1. 感染症発生状況の報告と評価

★直近の発生状況の報告

現在流行している感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、その他の感染症など）の発生件数、感染経路、感染者が発生した学校・区域などの詳細を共有する。特に注目すべき集団感染（クラスター）の発生有無とその規模を報告。

★感染対策の評価

これまでの感染対策が有効に機能していたかを客観的に評価する。

感染拡大が見られた場合は、その要因分析

（手洗いの徹底不足、換気不足、マニュアルの理解度などのばらつき、備品不足）を行い、課題点を明確にする。

2. 予防策の徹底と見直し

★手指衛生（手洗い・消毒）の実施状況、個人防護具（PPE）の適切な使用状況について、各部署での遵守率や課題を共有し、再徹底を促す。

★環境整備・衛生管理の見直し

★換気の基準と実施状況、清掃・消毒の頻度や方法（特に高頻度接触面）が適切かを確認し、必要に応じて手順をマニュアルに反映する。

★使用する消毒薬の選定や備蓄品の管理状況（マスク、消毒液、PPE など）についても確認する。

★健康管理体制の強化

従業員の体調管理・報告体制（例：出勤前の検温、体調不良時の対応フロー）が適切に運用されているか確認し、体調不良者が速やかに休める環境づくりを進める。

3. 緊急時の対応体制の確認と訓練

★感染症発生時の対応フローの確認

新たな感染者や集団感染が確認された際の連絡体制、隔離・ゾーニングの具体的な手順、業務継続計画（BCP）との連携について確認し、全職員への周知を徹底。

★関係機関との連携体制

保健所、医療機関等への報告・相談体制と、その後の指示内容を組織内で迅速かつ正確に共有する仕組みを確認。

★研修・訓練の計画と実施

感染症対策に関する職員研修や、緊急時のシミュレーション訓練（ロールプレイング含む）の実施計画を共有し、対策の実効性を高める。

4. その他

最新の感染症情報や行政からの通知があれば共有する。

決定事項の全職員への周知徹底方法の確認（グループラインでも明記し周知します）

次回委員会までに具体的な課題・持ち越し・取り組み目標設定

感染症蔓延防止訓練：緊急時の手順書

みつばち児童ファーム

1. 感染症の疑いがある児童の発見・初期対応

ステップ 手順

1-1 早期発見

サービス提供中、または来所時などに、発熱、咳、嘔吐、下痢などの感染症を疑う症状や体調不良を呈している児童を発見する。

1-2 保護者への連絡

発見後速やかに保護者へ連絡し、迎えに来てもらうよう依頼する。この際、症状の詳細と、他の児童への感染拡大防止のため速やかなお迎えが必要であることを伝える。

1-3 一時隔離

保護者が来るまでの間、症状のある児童を他の児童から離れた別室（隔離スペース）へ誘導する。可能な限り、担当職員を専任とする。

1-4 職員の感染予防

隔離対応をする職員は、マスク、手袋、エプロンなどの個人防護具（PPE）を着用する。嘔吐物や排泄物の処理が必要な場合は、適切な手順で処理を行い、感染の拡大を防ぐ（次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用）。

1-5 利用中止の判断

症状が重い場合や、医療機関の受診が必要と判断される場合は、医療機関の受診を推奨する。

2. 事業所内の緊急措置と情報共有

ステップ 手順

2-1 利用者・職員の状況確認

症状のある児童が確認された時点で、他の全児童および職員の健康状態（検温や体調不良の有無）を改めて確認する。

2-2 事業所内の環境整備

児童が触れた可能性のある場所（手すり、ドアノブ、おもちゃ、トイレなど）を直ちに消毒する。定期的な換気を強化する。

2-3 全職員への情報共有

管理者・サービス提供責任者を中心に、発生状況、対応内容、今後の予防策を全職員に迅速に共有し、注意喚起を行う。

2-4 関係機関への報告

複数の児童や職員に同様の症状が確認されるなど、集団発生 の疑いがある場合は、速やかに保健所や自治体の所管部署に連絡し、指示・助言を仰ぐ。

3. 再発防止と終息に向けた対応

ステップ手順

3-1 経過観察と記録

症状が確認された児童のその後の経過（診断、症状の回復状況、再登所の目安など）を保護者と連携して把握し、記録する。

3-2 手洗いうがい等の再徹底

全利用者・職員に対し、正しい手洗い、うがい、咳エチケットの実施を改めて徹底する。

3-3 振り返りとマニュアル修正

今回の緊急時対応について、問題点や改善点を職員間で検討し、手順書やマニュアルの改訂に活かす。

感染症対策 年間日程表(毎年・3 か月ごと)

回数 実施月 実施内容

第1回 4月 新年度の感染症対策開始

手洗い・うがい指導、消毒液の補充、換気対策見直し

第2回 7月 夏季対策

熱中症と合わせた衛生管理、プール利用時の（手足口病及びその他）感染対策

第3回 10月 秋冬の感染症対策

インフルエンザ・ノロウイルス・コロナ・その他の感染症対策の強化、

第4回 1月 冬季ピーク時の強化

手指衛生・咳エチケット徹底、体調チェック強化

活動内容（毎回共通 or 季節に応じて調整）

- ・施設内の消毒・清掃強化
- ・マスク・手指消毒液の在庫確認と補充
- ・スタッフ・利用者への衛生教育（掲示物の更新など）
- ・換気設備の点検
- ・感染症流行状況の情報共有
- ・感染症発生時の対応マニュアルの見直し

虐待防止マニュアル

みつばち児童ファーム

目的

障がい者及び障害児に対する虐待が障がい者及び障害児の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加に対する虐待を防止することが重要であることを鑑み、虐待の禁止、国等の責務、虐待をうけた障がい者に対する保護及び自立の支援の措置、養護者に対する支援の為の措置等を定めることにより、障がい者虐待防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1、障がい者及び障害児とは身体・知的・精神（発達がいを含む）その他心身の機能障害（難病等の130疾患）のあるものであって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（ここでいう障がい者とは18歳未満の者や傷がい者手帳を取得していない場合も含まれる。）
 - 2、障がい者及び障害児虐待とは養護者による虐待・障がい者福祉施設従事者による傷がい者及び障害児虐待・使用者による障害者及び障害児虐待を言う
 - 3、障がい者虐待の類型
 - 身体虐待（暴力や体罰によって身体に傷や痣、痛みを与える行為をする。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する。）
 - ネグレクト（食事・排泄・入浴・洗濯等身の世話や介助をしない。必要な福祉サービスを受けさせない。）
 - 心理的虐待（脅かし、屈辱の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛をあたえる。）
 - 性的虐待（性的な行為やその強制、わいせつ行為、映像をみせる。）
 - 経済的虐待（本人の同意なしに賃金・年金・財産・預貯金等を不当に得る。）
- 5つをいう。

虐待防止の防止・体制・対応・取り組み

- 1、 障がい者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は速やか

に市町村に通報義務が生じる。

(管理者・サービス管理責任者・職員からの虐待の全てにおいて通報義務が生じる。)

市長村には市町村虐待防災センター、都道府県には障害者権利擁護センターがある。

0742-27-8516 (平日・日中)

0742-22-1814 (FAX)

0742-22-1001 (夜間・休日代表)

- 2、 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する処罰(隠さない。嘘をつかない)
虐待した職員や役職者の処分・虐待事実確認と原因の分析等を通じて虐待に関係した職員の責任を明らかにする。
- 3、 虐待防止の責務と障がい者家族の立場の理解と対応
- 4、 運営規定への定めと職員への周知
 - ア、 虐待の防止に関する責任者の選定及び虐待防止委員会の役割の徹底(虐待防止の為に計画づくり・虐待防止とチェックとモニタリング・発生後の検証と再発防止策の検討)
 - イ、 成年後見制度の利用支援
 - ウ、 苦情解決体制の整備
 - エ、 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- 5、 虐待防止委員会を設置する等の体制整備
- 6、 障害者虐待の状況の公表
- 7、 原因の分析と再発の防止
- 8、 虐待が疑われる事案があった場合の対応
 - ア、 通報者の保護
 - イ、 チェックリスト作成と活用、評価事業者や職員による自己評価
第三者評価やオンズマン等外部による第三者評価を受ける。
 - ウ、 ボランティアや実習生の受け入れと地域交流
 - エ、 (自立支援) 協議会等を通じた地域の連携
- 9、 倫理綱領・行動指針・掲示物等の周知徹底
権利侵害はゆるさない
- 10、 人権意識、知識や技術向上の為に研修・障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
- 11、 日常的な支援場面の把握

1 2、風通しのよい職場づくり

1 3、虐待防止の為の具体的な環境整備

ア、事故・ヒヤリハット事例の報告

イ、虐待防止チェックリストの活動

「みつばち児童ファーム」事故マニュアル

送迎時の自動車事故対策マニュアル

I. 事故発生直後の対応（最優先事項）

送迎中に交通事故が発生した場合、同乗しているお子様の安全を確保し、二次被害を防ぐことが最優先です。

手順

1. 安全の確保 運転職員・同乗職員

ハザードランプを点灯し、可能であれば速やかに安全な場所に停車する。車外に出る場合は、後方確認を徹底し、三角表示板や発煙筒を設置して二次事故を防ぐ。

2. 負傷者の確認と救護 運転職員・同乗職員

お子様、職員、相手方の負傷の有無を確認する。負傷者がいる場合は、迷わず 119 番（救急車）に通報する。必要に応じて応急処置を行う。

3. 警察への通報

運転職員

負傷者の有無にかかわらず、必ず 110 番（警察）に通報し、事故の状況を報告する（保険対応に必須）。

4. 事業所への報告

運転職員・同乗職員

落ち着いて、事業所の責任者に以下の内容を報告し、指示を仰ぐ。・事故発生日時、場所・負傷者の有無と状況・相手方の有無と状況

II. 事故状況の記録と情報収集

警察が到着するまでの間、証拠保全のために必要な情報をできる限り記録。携帯写真撮影をし、記録してグループラインにおくる。

記録・収集事項

日時・場所	発生時刻、事故現場の住所（目標となる建物など）
相手方の情報	氏名、連絡先（携帯電話）、車のナンバー、車の車種・色、加入している
任意保険会社名	免許証や車検証の確認を依頼し、メモを取る。
目撃者の情報	氏名、連絡先 証人になってもらえるよう依頼する。
事故状況	事故発生時の状況（信号の色、どちらが動いていたか、衝撃の強さなど） スマホなどで事故車両全体、損傷部分、現場周辺（信号機や道路標識）の 写真を複数枚撮影する。

Ⅲ. 保護者・関係機関への連絡と事後対応

事業所の指示に基づき、保護者への連絡と以降の手続きを進めます。

手順

1. 保護者への連絡 責任者または指定職員
同乗していた全てのお子様の保護者 に対し、事故が発生したこと、
お子様の現在の状況（安全確認済、ケガなし等）を速やかに丁寧に連
絡する。 状況により、迎えに来てもらうなどの協力を依頼する。
2. お子様のケア 職員全員
事故のショックからお子様を保護するため、落ち着いた声で安心さ
せ、事業所に戻った後も心のケアに配慮する。
3. 警察・保険対応 責任者・運転職員
警察の現場検証に協力し、事実を正確に伝える。 事業所を通じて、
加入している自動車保険会社に連絡し、その後の手続き（示談交渉な
ど）を依頼する。
4. 記録・報告書の作成 責任者・運転職員
事故の詳細な状況を記載した事故報告書を作成し、事業所内で共有・
保管する。

Ⅳ. 予防策と緊急連絡体制

項目	詳細	補足
	安全運転の徹底	法 定速度の遵守、車間距離の確保、体調管理、無理な運転をしない。 定期的な安全運転研修を実施する。
車両点検	日常点検（タイヤ、オイル、ライトなど）を徹底する。	

車両に異常がないか、乗車前に必ず確認する。

緊急連絡体制

職員全員が、責任者と緊急連絡先の電話番号（警察、救急、保険会社）を把握しておく。 緊急連絡先のリストを車内に常備する。

みつばち児童ファーム送迎時の事故発生時に手順書

安全の確保

冷静になり、ハザードランプを点灯するなどして後続車に注意を促し、安全な場所に停車します。

二次被害の防止のため、可能であれば三角表示板や発煙筒を使用します。

負傷者の確認と救護

同乗しているお子さんや職員、相手方の負傷の有無を確認します。

負傷者がいる場合は、すぐに**119 番（救急車）**に通報し、応急処置を行います。

警察への通報

負傷者がいない場合でも、速やかに 110 番（警察）に通報し、事故の状況を報告します。

警察による現場検証や事故状況の記録が必要です。

事業所への報告

速やかに事業所の責任者に事故発生状況、場所、負傷者の有無などを報告し、指示を仰ぎます。

情報の記録

事故の日時、場所、相手方の氏名・連絡先・車両情報（ナンバーなど）、目撃者がいればその情報、事故状況の写真などを詳細に記録します。

保護者への連絡

事業所の指示に基づき、同乗していたお子さんの保護者に、事故が発生したこと、お子さんの状況などを速やかに、かつ丁寧に説明し、状況に応じて迎えに来てもらうなどの対応を相

談します。

その後の対応

警察、保険会社、事業所の指示に従い、適切な手続きを進めます。

お子さんの心のケアにも配慮します。

その他の送迎時のトラブル対策

送迎時のトラブルには、交通事故以外にも以下のようなものが考えられます。

トラブル内容事項などを確認する 一般的な対策

子どもの乗降時トラブル（ケガなど）

ゆっくりと時間をかけ、職員が必ず見守り、安全を確認しながら乗降させる。

子どもの車内での体調不良

速やかに安全な場所に停車し、体調を確認。必要に応じて医療機関へ連絡し、保護者に状況を報告する。

車両故障

安全な場所に停車し、お子さんを安心させる。事業所に連絡し、代わりの手配や対応を指示してもらう。保護者には遅延の連絡をする。

置き去り（降ろし忘れ）

降車後に運転手または他の乗務員が必ず車内（特に後部座席）を確認する。出欠確認で居ないことに気づける体制を徹底する。

支援における事故発生時対応および再発防止マニュアル

みつばち児童ファーム

第1章 目的

本マニュアルは、放課後等デイサービスにおいて児童・職員等の安全を確保し、事故発生時の迅速かつ適切な対応および再発防止を図ることを目的とする。

第2章 対象となる事故

児童本人の怪我・急病

他児とのトラブルによる負傷・精神的被害

職員や第三者による不適切な支援行為

施設・設備の破損、火災、交通事故、自然災害による事故

外出時・送迎時の事故やトラブル

その他、事業運営に支障をきたす事案

第3章 事故発生時の対応手順

① 初期対応（安全確保が優先）

* 児童の安全を最優先に行動する。

* 状況を即座に把握し、応急処置を実施する。

* 危険箇所がある場合は、他児の安全確保・避難誘導を行う。

② 応急対応

* 必要に応じて救急要請（119番）または医療機関へ搬送。

* 軽傷の場合も、状況を記録し経過観察を行う。

* 複数職員で情報共有し、冷静な対応に努める。

③ 連絡・報告体制

* 管理者・責任者への即時報告

* 保護者への迅速な連絡（電話・口頭で経緯説明）

* 必要に応じて関係機関（市町村、指定権者、警察等）への報告

* 報告書作成（事故報告書・ヒヤリハット報告書）

④ 記録

* 発生日時・場所・状況・対応内容・関係者・再発防止策を詳細に記録。

* 事故記録は保管・共有し、定期的な振り返りに活用する。

第4章 事後対応

* 保護者への説明と謝罪

* 真摯に説明し、経緯・対応・再発防止策を伝える。

：関係職員への共有・検証会議

* 事故の原因分析（ヒューマンエラー、環境要因、体制要因など）

* 改善策の検討・記録・実施。

* 再発防止策の実行

* 研修、設備改善、支援方法の見直し、マニュアル改訂。

* 心理的ケア

* 児童・保護者・職員に対して必要に応じ心理的支援を行う。

第5章 再発防止のための体制

① 予防的取り組み

* 日々の安全点検（施設内外の危険箇所、送迎車点検）

* 活動内容のリスクアセスメント実施

* 職員会議でのヒヤリハット共有

* 個別支援計画に基づいたリスク管理（発達特性への配慮）

② 職員研修

* 年1回以上の「安全管理・応急処置・虐待防止」研修

* 新人職員への初期研修

* 実地訓練（救急対応、避難訓練など）

③ 環境整備

* 施設内の見通し確保（死角防止）

* 危険物・医薬品等の管理徹底

* 送迎車両・遊具・備品の定期点検

⑤ 情報共有

* ヒヤリハット事例の蓄積・分析

* 管理者・職員間の情報共有ノート・ミーティングの活用

第 6 章 報告書様式

事故報告書

発生日・時刻

発生場所

対象児 氏名・年齢

状況概要 活動中

応急処置 消毒・冷却・保護者へ連絡

原因分析 床の滑りやすさ、職員配置の不足等

再発防止策 床材変更、活動前の安全確認強化等

作成者 職員名・管理者確認印

第 7 章 定期見直し

*本マニュアルは、年 1 回または事故発生時に見直しを行う。

*改訂履歴を明確にし、全職員に周知徹底する。

*緊急連絡先一覧（消防・警察・医療機関・市町村）

*救急時対応マニュアル（応急手当の流れ）

*ヒヤリハット報告書様式